

合祀墓使用規程

公益財団法人アタラクシア

第1条（目的）

本規程は、みやぎ霊園内の合祀墓を、無縁墳墓または墓地使用期間満了後の遺骨改葬場所、もしくは広く一般向けの墳墓として供用することを目的とする。

第2条（名称）

本規程で定義される墓地の名称は、みやぎ霊園合祀墓（以下、「本合祀墓」という）とする。

第3条（仕様）

本合祀墓の仕様は、別表1の通りとする。

第4条（使用者）

本合祀墓の利用者は、公益財団法人アトラクシア（以下、本法人）とし、本合祀墓の維持管理・埋葬者のデータ管理および納骨作業は、本法人の職員が行う。

第5条（申込）

本合祀墓の利用を希望する申込者（以下、「申込者」という）は、所定の書式と必要書類をみやぎ霊園管理事務所（以下、「管理事務所」という）に提出の上、別表2に記載する料金を納付し、管理事務所長の許可を得ることで埋葬ができる。

- 2 本合祀墓に埋葬できる遺骨は、申込者が申込時に所持している埋葬許可証または改葬許可証に記載ある遺骨のみとする。
- 3 第1項および前項に関わらず、みやぎ霊園内にある無縁墳墓または墓地使用期間満了後の墳墓に埋葬されている遺骨の改葬先として本合祀墓に埋葬する場合は、使用者である本法人の権限において納骨する。
- 4 次条第1項の納骨前に、申込者より解約の申し出があった場合、本法人は第1項の料金の全額を申込者へ返金する。

第6条（埋葬）

申込者は、申込日より1か月以内に、前条第2項の遺骨を本法人の職員に手渡し、本法人の職員は、受け取った日から1か月以内に所定の骨袋に収納し、本合祀墓へ納骨する。

- 2 合祀墓に埋葬された遺骨は、いかなる理由があっても取り出すことはできない。
- 3 申込者は、別に定める方法にて、第1項の納骨作業に立ち会うことができる。
- 4 遺骨は、粉末状に処理して埋葬することがある。
- 5 分別不可能な複数の遺骨を他の墳墓から改葬する場合、7寸の骨壺1個に収容できる量を1体とみなす。
- 6 遺骨は、別表1のうち、墓地管理者が指定する場所へ埋葬する。
- 7 第1項の納骨後、本法人は、速やかに申込者に対し埋葬証明書を発行する。ただし、前条第3項の納骨の場合は、この限りではない。
- 8 前項の埋葬証明書を再発行する場合、みやぎ霊園使用規程に従う。

第7条（副葬品）

前条第1項の骨袋には、墓地管理者の許可を得ることで、遺骨の他に骨袋に収納できる量まで副葬品を納めることができる。なお、副葬品だけの埋葬はできない。

2 副葬品は、環境汚染の恐れがないものに限る。

第8条（移設）

本合祀墓の移設が必要な場合は、1年間その旨を記載した掲示板を設置し、理事会の決議を得た上で移設ができる。

第9条（個人情報）

本規程に関わる個人情報については、別に定める個人情報管理規程を準用する。

第10条（準用）

本規程はみやぎ霊園使用規程を補足するものであり、定めのない事項についてはみやぎ霊園使用規程を準用する。

第11条（免責事項）

天災地変・戦争・テロ行為・暴動・法令の改廃等の不可抗力により、本合祀墓の申込に対して債務不履行が生じた場合は、本法人はその責任を負わない。

2 本法人の関与しない祭祀に関する権利の承継などの民事上の問題が生じた場合は、本法人はその責任を負わない。

第12条（改廃）

この規程の改廃は、理事会の決議を経て行う。

2 本規程に改廃があった場合、本法人が発行する霊園だより、またはホームページにその旨の通知をする。

附則

この規程は、平成27年 4月21日から施行する。

この規程は、令和 7年10月31日から施行する。

【別表１】仕様

場所	サイズ	納骨方法	副葬品
西 17 区合祀墓「歳花の碑」	1500×1500×1000×2 室	地上型	ペット不可
26 区合祀墓「清明の碑」	5000×2000×1600	半地上型	ペット可

【別表２】料金表

区分	料金（非課税）	備考
園内での無縁墳墓改葬	無償	請求対象者が不在のため。
園内での墓地使用期間満了による改葬	無償	墓地使用料に含まれているため。
園内での墓じまいによる改葬	50,000 円/区画	納骨手伝い料を含む。ただし、別途納骨 事務手数料を要す。
園外からの埋葬	50,000 円/体	